

報道機関各位

選ばれる北九州市役所へ！第二弾！

～職員満足度（ES）向上で、働きがいがある職場づくりをさらに進めます～

北九州市役所では、これまで以上に求職者から「選ばれる」就職先となるべく、
① R7年度を「ES向上元年」とし、オフィス空間リニューアルやフレックスタイムの導入等、職員満足度の向上につながる各種取組みや、

② 技術区分の受験対象者拡大や経験者採用の強化などの「採用試験の弾力化」
を一体的に進めてまいりました。

R7年度の採用試験応募者数は前年比大幅増の2,209名（前年：1,829名）を記録するなど、こうした取組みは着実に実を結んでいます。

この勢いをさらに加速させるべく、この度、「選ばれる北九州市役所へ」第2弾として、下記のとおり、R8年4月1日から市職員を対象とした新たな取り組みを開始します。

記

1 取組内容（詳細は別紙のとおり）

(1) はみ出せサポート制度（通称：はみサポ）

【概要】

- ・ 正規勤務時間の一部（20%上限）を活用し、他所属の課題解決等に取り組む制度
- ・ 職員が**一歩はみ出す**（既存の枠組み・部署の垣根を越え、様々なチャレンジをする）ことを組織として全力で**サポート**し、新たな価値を創造する。

(2) フォロー加算（通称：ありがとう手当）

【概要】

- ・ 育児休業等により連続する1月超の不在が生じた場合に、フォローを行った係長級以下の職員へ「ありがとう手当」を最大6～8%加算

(3) 兼業・副業に関する要件拡充（許可基準の策定）

【概要】

- ・ これまで、認められていなかった営利企業等への従事も見据えた許可基準を策定

【問合せ先】

総務市民局 人事課

担当：(課長)橋本、(係長)高木

TEL:093-582-2203

(1) はみ出せサポート制度 (通称: はみサポ)

目的

- 職員の主体的なキャリア形成の支援やエンゲージメントの向上

概要

- 正規勤務時間の一部(20%上限)を活用し、他所属の課題解決等に取り組む制度
- 応援先での活動を、定期評価等に反映させることが可能

対象業務

- 職員の多様なアイデアや個々の専門性を活かして取り組む課題解決業務(以下は、対象業務の例)



部局横断プロジェクトチーム



部局を超えたチームでの
政策立案や重要課題の解決

企画・クリエイティブ



動画制作、デザイン、
新規事業等のアイデア出し

DX推進



IT知識を活かした業務改善
専門スキルの提供

(2) フォロー加算 (通称：ありがとう手当)

目的

- 育児休業や介護休暇を取得しやすい職場環境の整備
- 育児休業等取得職員の業務をフォローする職員のモチベーションの維持

概要

- 育児休業等により連続する1月超の不在が生じた場合に、フォローを行った職員(係長級以下)の勤勉手当へ「ありがとう手当」を加算するもの

詳細

R8夏季から

R8冬季から

| | 育休等取得促進加算 | 欠員フォロー加算 |
|------------------------|--|--|
| 制度概要 | <ul style="list-style-type: none">○ 育児休業・介護休暇を取得した職員の業務をフォローした職員に対する勤勉手当の加算 | <ul style="list-style-type: none">○ 左記以外の事由により生じた欠員の業務をフォローした職員に対する勤勉手当の加算 |
| 取得対象休暇 (1カ月超の取得が対象) | <ul style="list-style-type: none">○ 育児休業○ 介護休暇○ その他育児・介護関連休暇 | <ul style="list-style-type: none">○ 病気休暇、分限休職、公務災害による職免○ 配偶者同行休業、自己啓発休業、退職、昇任○ 転任、免職、停職、失職等による欠員 |
| 加算割合 | 最大 8%加算 (対象者1人につき8%配分) | 最大 6%加算 (対象者1人につき6%配分) |

※「育休等取得促進加算」と「欠員フォロー加算」の両方をフォローした場合でも最大8%

(3) 兼業・副業の要件緩和 (許可基準の策定)

目的

- 地域課題の解決や人的資源の有効活用

概要

- これまで認められていなかった**営利企業等への従事**も見据えた許可基準を策定

対象活動

- ① 北九州市の**発展**や**地域活性化**、**課題解決**に**寄与**する活動
- ② 地域貢献を通じて**職員の能力向上**や**行政サービスの品質向上**に資する活動

Ex) 子ども食堂等の福祉活動



観光通訳ガイド



コミュニティバスの運転手



農水産物の収穫作業の支援



※活動方法は、個人活動、法人や任意団体などに所属する活動など、形態は問わない

※許可要件を満たすものであれば、営利企業の従業員との兼業及び職員個人のスキルや地域の実情を踏まえ、自営兼業も可